



# 第7回・セントラル企業セミナー

～ 施行まで半年「平成の民法大改正」備えは大丈夫ですか？ ～

約120年ぶりの改正民法の施行日は、令和2年4月1日に迫っています。  
契約の基本ルールが変わるため、その影響は企業活動、日常生活など様々な面に生じます。

今回のセミナーでは、改正部分の中で、前回のセミナーでも質問が多かった「保証契約」を改めて取り上げます。

保証契約の基本的な理解のおさらい、改正法のポイント、改正前の準備、契約書の改定の要否、具体的な改定方法、注意点などについて、事例を交えながら【弁護士 山田裕二】が分かりやすくご説明します。

- 保証契約の基本を確認したい
- 民法改正があることは知っているが、何をどう準備したら良いのかわからない。
- 使っている契約書の条項には、「一切の債務について連帯保証する」という文言が入っている。
- 締結済みの保証契約は施行日までに改めて契約が必要なのか？
- 保証契約に関する情報提供義務って何？
- 保証契約をするのに公証役場に行かないといけない場合は？  
一つでもに該当する方は、ぜひご参加ください。

◆日 時 令和元年10月10日(木) 15:00～17:00

◆参加費 無料 ※但し、顧問会社以外の方は、お一人様1万円(消費税別)

◆定員 25名程度 ※定員になり次第受付を終了させていただきますのでご了承ください。

◆場 所 福岡商工会議所 307会議室

住所：福岡市博多区博多駅前2丁目9-28

※JR博多駅より徒歩10分、地下鉄祇園駅(5番出口)より徒歩5分

お申込・お問合せ先

福岡セントラル法律事務所

〒812-0018 福岡市博多区住吉2丁目2番1号  
井門博多ビルイースト8階

電話 092-260-8211 FAX 092-260-8363 担当 中山  
受付時間 平日・土 9:00～18:00 日祝日休業

## FAX送信票

FAX : 092-260-8363

- ◆日時 **令和元年10月10日(木) 15:00~17:00**
- ◆参加費 **無料** ※但し、顧問会社以外の方は、お一人様1万円(消費税別)
- ◆定員 **25名程度** ※定員になり次第受付を終了させていただきますのでご了承ください。
- ◆場所 **福岡商工会議所 307会議室**  
 住所:福岡市博多区博多駅前2丁目9-28  
 ※JR博多駅より徒歩10分、地下鉄祇園駅(5番出口)より徒歩5分



ご参加の場合は、9月27日(金)までにFAXにてお申し込みください。  
 ご不明な点がございましたら遠慮なくご連絡ください。

### 参加申込書／福岡セントラル法律事務所事務局 行

会社・所属			
お名前			
	※複数名ご参加される場合も、全員分こちらにご記入ください。		
電話番号		FAX	